

税の優遇措置

【法人の場合】

1) 特定寄付金

- ①この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、次の額を限度として損金に算入することができます。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本等の金額} \times 0.375\% (\text{注1}) + \text{当該年度所得} \times 6.25\% (\text{注2})) \times 1/2$$

(注1) 平成24年3月31日以前に開始する事業年度は、0.25%となります。

(注2) 平成24年3月31日以前に開始する事業年度は、5.0%となります。

- ②「本法人発行の領収書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」によって手続きすることができます。